

防研総第249号
30. 3. 7

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

人事評価に関する訓令(平成28年防衛省訓令第56号)第20条の規定に基づく、
防衛研究所における苦情相談員の指定並びに苦情処理窓口及び審理機関の設置につ
いて(通知)

標記について、別紙のとおり、通知する。

添付書類：別紙

配布区分：副所長、研究幹事

1 苦情相談員

苦情相談員	企画部総務課長 企画部総務課課長補佐（人事） 企画部総務課人事第1係長
-------	---

2 苦情処理機関

苦情処理窓口	総務課人事第1係
審理機関 （決裁権者）	企画部（企画部長）